

広島県病院事業財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十二月二十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

### 広島県規則第七十三号

#### 広島県病院事業財務規則の一部を改正する規則

広島県病院事業財務規則（昭和三十九年広島県規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第二項中「以下」を「次条第一項に規定する医療費預り金を除く。以下単に」に改め、同条の次に次の一条を加える。

#### （医療費預り金）

第三十一条の二 企業出納員は、月曜日から金曜日まで（休日（広島県の休日定める条例（平成元年広島県条例第二号）第一条第一項に規定する県の休日という。以下同じ。）を除く。）のそれぞれ午前八時三十分から午後五時までを除く時間及び休日に診療を受けた者から、事業所長が別に定める額の現金（以下「医療費預り金」という。）を当該患者から預かることができる。

2 企業出納員は、医療費預り金を収受したときは、別記様式第二十一号の四による預り証を発行し、翌日（その日が休日に当たるときは、その日後において最も近い休日でない日）に伝票を発行し、別記様式第二十一号の五による医療費預り金整理簿に記帳整理し、出納取扱金融機関に払い込まなければならない。

3 医療費預り金は、これを預けた者が、預けた日から起算して三十日を経過する日までに診療等に係る使用料及び手数料を支払ったときは、支出の支払いの例によつてこれを返還するものとする。

4 事業所長は、医療費預り金を預けた者から前項に規定する期間を経過しても診療等に係る使用料及び手数料の支払いがないときは、当該医療費預り金の全部又は一部を当該者が支払うべき診療等に係る使用料及び手数料に充当することができる。

5 医療費預り金に係る取扱いについては、前各項に定めるもののほか、事業所長の定めるところによる。

#### 別表第一中

「	預り金	—	—	」
を				
「	預り金	—	—	」
	医療費預り金	—	—	」

に改める。

別記様式第二十一号の三の次に次の二様式を加える。

様式第21号の4 (第31条の2 関係)

預り証	
患者番号 氏名 診療科名	
医療費預り金	
(保険証の提示があった場合) 円	(保険証等の提示がない場合) 円
上記の金額を領収しました。 預かった日から起算して30日を経過しても、医療費の納付がなされない場合には、上記預り金を医療費の全部又は一部として充当します。	
領収印	
備考	
上記預り金返金済印 (※精算時)	
県立 病院	( ) - 内線

預り証 (控え：病院用)	
患者番号 氏名 診療科名	
医療費預り金	
(保険証の提示があった場合) 円	(保険証等の提示がない場合) 円
上記の金額を領収しました。 預かった日から起算して30日を経過しても、医療費の納付がなされない場合には、上記預り金を医療費の全部又は一部として充当します。	
領収印	
備考	
上記預り金を受領しました。 平成 年 月 日 氏名	
返金済印	
県立 病院	( ) - 内線

預り証 (控え：委託業者用)	
患者番号 氏名 診療科名	
医療費預り金	
(保険証の提示があった場合) 円	(保険証等の提示がない場合) 円
上記の金額を領収しました。 預かった日から起算して30日を経過しても、医療費の納付がなされない場合には、上記預り金を医療費の全部又は一部として充当します。	
領収印	
備考	
上記預り金を受領しました。 平成 年 月 日 氏名	
返金済印	
県立 病院	( ) - 内線

(注) 用紙の大きさは、各片とも縦230ミリメートル、横115ミリメートルとする。

様式第21号の5 (第31条の2 関係)

医療費預り金整理簿

No. \_\_\_\_\_

連番	預り 年月日	患者 番号	患者氏名	預り金額	保険証 提示の 有・無	伝票 番号	検印			返金 年月日	返金額	返金方法 ：窓口・ 口座振込	伝票 番号	摘 要	検印		

(中 略)


(注) 用紙は、日本工業規格A列4とする。

附 則

この規則は、平成二十一年一月一日から施行する。